

## 【別紙】

土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2326号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表  
(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<b>第1 趣旨</b>	<b>第1 趣旨</b>
<p>ダム、頭首工、揚水機場等の基幹的農業水利施設の管理については、その操作等が周辺地域に大きな影響をもたらすことから、その安全管理の徹底を図っているところであるが、事故や事故につながるおそれのある事例の発生、災害等の緊急時における対応等、土地改良施設には種々のリスクが内在しており、それらのリスクの管理が重要なものとなっている。</p>	<p>ダム、頭首工、揚水機場等の基幹的農業水利施設の管理については、その操作等が周辺地域に大きな影響をもたらすことから、その安全管理の徹底を図っているところであるが、事故や事故につながるおそれのある事例の発生、災害等の緊急時における対応等、土地改良施設には種々のリスクが内在しており、それらのリスクの管理が重要なものとなっている。</p>
<p>特に、土地改良施設で使用される高圧トランス等に含まれているポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）は、これまで絶縁性、不燃性等の特性により、電気機器等に幅広く使用されてきたが、カネミ油症事件などその毒性が社会問題となったことから製造が中止され、<u>平成38年度までに全てのP C B廃棄物を処理することとされたところである。</u></p>	<p>特に、土地改良施設で使用される高圧トランス等に含まれているポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）は、これまで絶縁性、不燃性等の特性により、電気機器等に幅広く使用されてきたが、カネミ油症事件などその毒性が社会問題となったことから製造が中止され、<u>平成28年度までにすべてのP C B廃棄物を処理することとされたところである。</u></p>
<p>[以下略]</p>	<p>[以下略]</p>
<b>第2 事業内容</b>	<b>第2 事業内容</b>
<p><b>1 収集運搬に要する経費</b> 土地改良施設の管理者（以下「施設管理者」という。）が保管するP C B廃棄物を処理するために必要となる収集運搬に要する経費を助成し、その確実かつ適正な処理を推進する。</p> <p><b>2 保管施設の補修等に要する経費</b> <u>高濃度P C B廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「P C B廃棄物特別措置法」という。）第2条第2項に規定する高濃度P C B廃棄物をいう。以下同じ。）の保管施設の補修等に要する経費を助成し、適正な保管を図る。</u></p>	<p><b>1 収集運搬に要する経費</b> 土地改良施設の管理者（以下「施設管理者」という。）が保管するP C B廃棄物を処理するために必要となる収集運搬に要する経費を助成し、その確実かつ適正な処理を推進する。</p> <p><b>2 保管施設の補修等に要する経費</b> <u>高濃度P C B廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「P C B廃棄物特別措置法」という。）第2条第2項に規定する高濃度P C B廃棄物をいう。以下同じ。）の保管施設の補修等に要する経費を助成し、適正な保管を図る。</u></p>
<b>第4 採択要件</b>	<b>第4 採択要件</b>
<p><b>1 施設管理者が管理する土地改良施設に、P C B廃棄物特別措置法第2条第1項に規定するP C B廃棄物が存在すること。</b></p>	<p><b>施設管理者が管理する土地改良施設に、<u>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）</u>第2条第1項に規定するP C B廃棄物が存在すること。</b></p>

2 第2の2の事業にあっては、施設管理者が管理する土地改良施設に存在するP C B廃棄物が次の要件を満たすものであること。

- (1) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社へ処理登録済み又は登録申込書を中間貯蔵・環境安全事業株式会社に提出済みの高濃度P C B廃棄物であること。
- (2) 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に係る指導体制の整備について」(平成17年12月16日付け17農振第1408号農村振興局企画部長・整備部長連名通知)別紙様式2に基づきP C B廃棄物処理等対策委員会が実施する処理状況調査に報告されている高濃度P C B廃棄物であること。

[新設]

## 第5 事業実施期間

第2の1の事業の実施期間は、平成22年度から平成38年度までの17年間とする。

第2の2の事業の実施期間は、平成29年度から平成31年度までの3年間とする。

## 第9 推進指導

国及び都道府県知事は、本事業の円滑かつ効率的な推進を図るため、事業実施主体に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年政令第215号）第6条及び第7条に定める処理期限まで確実に処理するよう、必要な指導又は調整を行うものとする。

## 附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 第5 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成22年度から平成28年度までの7年間とする。

## 第9 推進指導

都道府県知事は、本事業の円滑かつ効率的な推進を図るため、事業実施主体に対し、必要な指導又は調整を行うものとする。